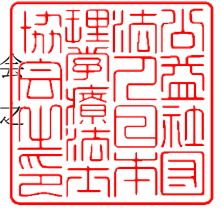


日理協 25 第 198 号
2025 年 7 月 2 日

文 部 科 学 大 臣
阿 部 俊 子 殿

公益社団法人日本理学療法士協会
会 長 齊 藤 秀 之



文 部 科 学 省

2026 年度(令和 8 年度)予算概算要求に向けての要望

日頃より本会及び理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

2026 年度予算概算要求につきまして、別添の通り要望を提出いたします。また予算成立後、速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

記

1. 障害(発達障害を含む)に関する専門知識を有する理学療法士の文部科学省内への配置
2. 理学療法士養成教育の更なる高度化の推進
3. 各都道府県の教育委員会と連携した事業の展開
4. 特別な支援を必要とする児童生徒への切れ目のない支援体制の強化
5. インクルーシブ教育システムの更なる推進における理学療法士の活用
6. 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備における多様な専門職の配置
7. 現代的健康課題に対応するための学校保健の推進に向けた理学療法士の活用

各項目の詳細は別添参照

以上

1. 障害(発達障害を含む)に関する専門知識を有する理学療法士の文部科学省内への配置

【要望先:初等中等教育局、高等教育局】

医療的ケアを必要とするこどもへの支援をはじめ、障害のあるこどもの発育・発達支援、さらにこどもの運動器を含む心身の健康増進など、こどもに関わる課題は極めて広範で多岐にわたっています。共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の一環として、各自治体において特別支援教育の推進に取り組まれており、こどもの多様な状態像や教育的ニーズに対応するため、学校現場に求められる専門性も一層高度化・多様化しています。

一部の自治体においては、センター的機能を有する機関等を通じて、理学療法士がその専門性を活かし、発達支援や助言提供等に一定の役割を果たしている事例も見られます。このように自治体の実情やニーズに応じて取組が工夫されており、インクルーシブ教育システムの全国的な充実に向けては、これらの先行事例等の知見を集約し、現場に即した政策へ反映させることが求められています。

つきましては、障害や発達に課題のあるこどもを含め、すべてのこどもの健やかな成長を社会全体で支援していくために、文部科学省におかれましても、障害(発達障害を含む)に関する専門知識および経験を有する理学療法士を適切に配置(もしくは時限的な配置)し、必要な政策の推進体制を強化するための予算を確保いただきますよう、要望します。

2. 理学療法士養成教育のさらなる高度化の推進

【要望先:高等教育局】

1) グローバルスタンダードにみた4年制教育の必要性

世界理学療法連盟が示した「理学療法士教育の枠組み(2021)」において、理学療法士の養成教育課程は「最低限、理学療法の名称を持つ学士レベルの学位」とされています。また、理学療法士の業務範囲が拡大し、公衆衛生を含む社会的役割も強く求められる中、養成教育課程の高度化が進められています。その一方、我が国における理学療法士養成教育課程においては、現在も3年制教育による「専門士」が最低学位として位置づけられています。

このように、国際的な標準と我が国の教育レベルとの間に差異が存在しており、国際的要請や職務の実態に照らした教育制度の見直しを進める時期に来ています。

つきましては、OECD 諸国をはじめとする国際的な養成教育課程との格差是正の観点も踏まえ、理学療法士養成教育のあり方(モデル・コア・カリキュラムの策定を含む)について議論する検討会を文部科学省内に設置いただき、そのために必要な予算を確保していただくよう、要望します。

2) 知の総和に基づいた理学療法養成校を含む学校体制の在り方に関する省内検討会の設置

高等教育システムの再構築にあたっては、「知の総和」の向上を目指した未来像が構想さ

れていますが、急速に進行する少子化や労働供給の不足といった社会的背景を踏まえ、理学療法士の養成に関する教育政策についても、質・規模・アクセスの各観点からの適切な検討が求められています。

理学療法士は、地域包括ケアや健康寿命の延伸、公衆衛生の充実等に資する重要な専門職であり、今後の社会構造の変化に対応するためには、その教育内容および教育提供体制の見直しが不可欠です。

つきましては、理学療法養成課程の在り方(モデル・コア・カリキュラムの策定を含む)に加えて、社会的背景を的確に捉えた「学校の在り方」についての検討を推進するため、関係者による議論の場の設置に必要な予算を確保いただきますよう、要望します。

3. 各都道府県の教育委員会と連携した事業の展開

【要望先:初等中等教育局】

令和6年6月に本会より提出いたしました「令和7年度予算概算要求に関する要望書」に対しまして、盛山正仁大臣(当時)より、各都道府県の教育現場と連携した事業の展開を進めてほしい旨のご発言を賜りました。さらに、実践事例等を集約した好事例集を作成し、各都道府県へ配布することも有効ではないかとのご意見を頂戴しております。

現在、こどもを取り巻く運動環境においては、体力低下や運動習慣の減少が進行する一方で、スポーツ外傷や障害といった運動過多による障害の頻発もみられ、いわゆる「運動習慣の二極化」が顕著となっています。こうした現状に対し、教育現場では多様な課題への的確な対応が求められています。

本会では、都道府県理学療法士会と連携し、教育現場における運動指導や運動体験の機会の提供、体力向上支援などの取組を継続的に実施してまいりました。これらの事業活動は、こどもたちの健やかな成長を支える運動習慣の定着と安全な運動環境の形成に資するものと考えています。

つきましては、本会の取組を基盤とし、全国的にこどもたちの運動習慣を支援する活動を一層推進するため、事業の更なる展開および好事例の周知を目的とした事業、および行政が理学療法士を活用しやすい環境を推進していくために必要な予算の確保を要望します。

4. 特別な支援を必要とする児童生徒への切れ目のない支援体制の強化

【要望先:初等中等教育局】

1) 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

医療的ケア児への支援体制の強化に伴い、医療的ケア看護職員の配置が全国的に推進されています。加えて、座位保持姿勢の調整、学習環境の最適化、身体の緊張を緩和するリラクゼーション指導等、日常の教育・生活場面においては、理学療法士による専門的な身体ケアの支援が効果的であり、多くの現場から求められています。

つきましては、医療的ケアを必要とするこどもに対する支援の充実を図る観点から、理学療

法士を外部専門家として積極的に活用するための予算の確保を要望します。

2) 発達障害のある児童生徒等への支援

発達障害の特性として、個々のこどもにより必要とされる支援内容が大きく異なることが挙げられます。このため、支援においてはその量的な拡充に加え、質的な多様性の確保も不可欠であり、より幅広い支援体制の構築が求められています。

こうした背景のもと、発達障害に関する教育現場での理解促進や専門性向上を図るためには、外部専門家の活用が有効であり、特に理学療法士は、発達段階に応じた身体機能の評価・支援、姿勢保持や運動面の環境調整など、発達支援の分野において専門性を発揮することが可能です。加えて、教職員や学校関係者、保護者等への助言や相談といった、支援体制の強化についても貢献できます。

つきましては、発達障害のあるこどもへのきめ細やかな支援体制を整備する観点から、理学療法士の積極的な活用を推進し、そのために必要な予算の確保を要望します。

3) 特別支援教育の指導体制等の更なる拡充

特別支援教育における「外部専門家の配置等」の取組において、理学療法士を明記いただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

理学療法士は、障害のあるこどもたち一人ひとりの身体的特性や発達段階に応じた支援を行うことが可能であり、特別支援教育の現場において、個別の教育的ニーズに対応した専門的支援を提供できる有用な人材です。

本会といたしましても、理学療法士の有用性について関係機関・関係者への積極的な周知を進めるとともに、特別支援教育の現場における支援の質的向上に資するよう、引き続き尽力してまいります。

つきましては、本事業における当該取組が今後も安定的かつ継続的に推進されるよう、必要な予算の確保を要望します。

5. インクルーシブ教育システムの更なる推進における理学療法士の活用

【要望先: 初等中等教育局】

インクルーシブ教育システムの構築を推進するにあたり、ハード・ソフト両面における教育環境の整備、すなわち「基礎的環境整備」としての物理的・制度的インフラの整備、ならびに「合理的配慮」としての個別のニーズに応じた調整・支援の提供は、喫緊の課題です。

教育施設のバリアフリー化やデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進といったインフラ整備のみならず、それらの整備が実効性をもって活用されるためには、教職員や児童生徒等への具体的な指導・講義・啓発活動が不可欠です。理学療法士は、こうした取組をハードとソフトの両側面から総合的に支え、インクルーシブ教育システムの実現に貢献できる専門職です。

つきましては、インクルーシブ教育システムの推進に向けた検討会への理学療法士の参画、外

部専門家としての招聘、ならびにシンポジウム等での活用について検討いただくことを要望します。

6. 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備における多様な専門職の配置

【要望先: 初等中等教育局】

教職員定数の確保に向けては、教職員がより働きやすい環境の整備を通じて、魅力ある職場づくりを推進していくことが重要であり、その一環として、業務の平準化およびタスクシフトの促進が喫緊の課題となっています。

教職員が担う業務は多岐にわたり、教育活動に専念できる環境を確保するためには、各分野における専門職の活用が不可欠です。特に、特別支援学校においては、センター的機能の強化を進める観点からも、運動発達指導、保護者への相談等支援、障害予防といった領域において、理学療法士の専門性を活かした支援が極めて有効です。

つきましては、本事業における人員確保の目標達成に資するため、理学療法士を含むリハビリテーション専門職の任用など、より柔軟かつ効果的な人員配置の推進を要望します。

7. 現代的健康課題に対応するための学校保健の推進に向けた理学療法士の活用

【要望先: 初等中等教育局】

「現代的健康課題に対応するための健康教育の推進」事業のうち、「学校保健の推進」に関する取組においては、児童生徒および教職員を対象とした健康教育や運動相談・指導を実施することで、子どもの心身の健康保持・増進を一層推進することが可能です。

令和 6 年度補正予算にて計上された「脊柱の検査等に関する理解増進事業」に倣い、今後は「児童生徒における運動発達・健康増進事業(仮称)」として、全国 47 都道府県に設置されている理学療法士会と連携し、運動発達段階に即した専門的支援や教育現場への相談支援や助言提供を通じて、こどもたちの運動能力の向上、健康課題の早期発見・対応を実現する事業の展開が望まれます。

また、「学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会」における「健康診断の時期および学校医の確保について」の議論を踏まえ、学校医の確保が困難な場合には、医療機関等への委託により、健康診断を含む保健管理が滞りなく、かつ適切に実施される体制の整備が求められます。このような状況においては、各医療機関の医師と連携し、理学療法士が運動器検診等の補助に関与することで、検診後の事後措置などへの対応が円滑となり、子どもたちの健康管理に一層寄与することが期待されます。

つきましては、都道府県理学療法士会との協働に基づく「児童生徒における運動発達・健康増進事業(仮称)」の全国的な実施に向けて、必要な予算の確保を要望します。加えて、学校医等の確保が困難な場合の医療機関等への委託の際に、積極的に理学療法士を活用いただくよう、その予算の確保および啓発を要望します。